

第4回 学校規模適正化

一宮南地区協議会

会 議 録

(要点筆記)

と き 平成27年11月26日(木) 午後7時30分

と ころ 一宮市民局 2階会議室

【会議の概要】

1. 開会
2. あいさつ
3. 協議事項
 - 協議第5号 校名について(1)について
 - 校章、校歌について
4. その他
5. 閉会

1. 開会

19時30分開会

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまより第4回学校規模適正化一宮南地区協議会が開会をされます。

2. あいさつ

(会長あいさつ)

3. 会議成立宣言

(会長) 議事に入ります前にこの会議の成立を報告いたします。本日の出席者は22名であります。協議会規則第6条第2項の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席をもって成立することとなっております。よって定足数を満たしており、この会議が成立していることをご報告します。

次に、規則第6条第4項の規定によりまして、市関係部局職員の協議会への出席を求めましたので報告します。これより協議事項に入ります。

4. 協議事項

(議長) 協議事項の提案にあたり、「協議第5号 校名について(1)」を事務局よりご説明をお願いします。

(事務局) 協議第5号の説明をさせていただきます。

(1)協議第5号 校名について(1)

協議第5号

校名について(1)について
校名について提出する。

平成27年11月26日提出

学校規模適正化 一宮南地区協議会
会 長

平成30年4月1日開校の学校名は、公募により決定する。

【提出理由】

一宮南中学校区での小学校規模適正化により平成30年4月1日から設置する学校の校名については、公募を行い、その中からもっとも相応しいものを選定しようとするもの。

(事務局) P3 資料に校名について(1) 検討サブシートをもって説明します。1.校名選考の方法について、公募方式とする。2.応募対象者について、神戸小校区の人、染河内小校区の人、ゆかりのある人とする。3.対象外名称の有無について、「神戸」「染河内」は対象外名称とする。4.応募方法について、①応募箱設置場所への投かん方式と、②一宮南部各自治会の協力による公募用紙取りまとめの両方とする。5.応募点数について、ひとり 1点とする。公募後、事務局で精査し、ひとり複数時は除外。6.応募期間に

ついて、約 40 日間 12 月 20 日から 1 月 31 日までとする。ただし、各自治会での記入後用紙の取りまとめは 1 月中旬までとする。7. 選考方法について、一宮南地区協議会において選考、決定とする。事務局は、公募後、精査して、ひとり複数応募時は除外し、同じ校名は集約して資料を作成し、28 年 2 月予定の総務部会において、部会の選考方法、絞り込み等方法も委ねるなか、第 1 次選考を実施予定とする。28 年 3 月開催予定の協議会で、第 1 次選考を通過した応募作品について協議する。8. 公募用紙は、広報と一緒に各世帯に配布とする。2 つの小学校児童へは学校から直接配布する。1 枚の公募用紙に 3 人分（応募点数は、ひとり 1 点）まで記入できる様式とし、投かん箱設置場所に余裕の用紙も置く。市ホームページに公募用紙を登載する。自治会長には余裕の白紙用紙をお届けするとともに、自治会取りまとめ用封筒も用意する。

P4 資料には一般公募の応募用紙を添付している。用紙には 3 名の応募欄があり、各世帯で複数人公募時には 1 枚の用紙を使い応募いただきます。3 名以上応募時は応募箱備付けの用紙か、市 HP に登載の用紙か、自治会長にお届けの余裕の用紙等使い応募いただきます。応募箱は、①市役所 4 階教育委員会教育総務課受付カウンター②一宮市民局まちづくり推進課③センターいちのみや④一宮保健福祉センター⑤神戸小学校⑥染河内小学校⑦一宮南中学校とする。応募にあたり次の点を留意事項としています。(1)現在の「神戸」「染河内」の名前は対象外とする。(2)応募する校名案はひとり 1 点とする。(3)採用した校名案の応募者 1 名の方に粗品を進呈する。(同じ校名案に複数名応募がある時は抽選で 1 名に進呈)(4)採用校名案に関する一切の権限は、宍粟市教育委員会に帰属する。(5)校名応募に係る住所・氏名・電話番号などの個人情報、今回の校名選定以外の目的には使用しないとする。

応募期間は、平成 27 年 12 月 20 日(日)～平成 28 年 1 月 31 日(日)必着とし、ただし一宮南地区連合自治会の協力を得た自治会長による取りまとめ期限は、1 月 20 日(水)までとしています。20 日以降に自治会長宅に持ってこられた場合は、小学校、中学校、市民局等の応募箱に投かんしていただくとしています。校名決定方法は一宮南地区協議会において選考、決定するとし

ています。P5 資料は児童用の応募用紙です。1 人 1 校名案記入方式として、児童用の応募期間は 1 月 29 日(金)までとしています。

応募点数は、ひとり 1 点限りとして、一人で複数応募時は、精査して 1 点以外は除外としています。校名決定時、決定校名応募者 1 名へ粗品進呈としているが、決定校名に複数応募ある時は抽選を行い 1 名進呈ということになります。

一宮北地区学校規模適正化の協議会でも、公募の校名応募が 360 人あり、地区内人口がより多い一宮南地区では、応募数も 500 近くになるのではと思います。また、一宮北地区の応募 360 人のうち、重複した校名を整理した結果、校名は 108 案となり、協議会選考の結果、校名は一宮北小学校に決定しました。応募数が多い校名、少ない校名に関係なく、協議いただいています。

以上で説明を終わります。

(会長) 説明が終わりましたので、ご協議をお願いします。質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員) 1 人が複数応募時、どういう方法で精査されるのか。両方をなかったことにするのは理解もできるが、複数のうち一つを選ぶとのはどういう方法で行われるのかお伺いしたい。

(会長) 次の質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員) 応募対象者であるゆかりのある人について、神戸や染河内の出身で現在は住んでいない人でも対象になるのですか。また、自治会長取りまとめについて、例えば、自治会では 1 月に新年行事となる集会があり、自治会内の多くの方が来られます。事前に集めることをお知らせして、集会時に投かんしてもらうことが可能か教えていただきたい。

(事務局) 1 人が 1 つの案を複数応募した場合は、事務局で初めに公募校名について、一つずつエクセル表に住所、名前、応募校名等を入力し、次に並び替えを行い、同じ住所、名前、応募校名等がないか検索して、1 人複数応募の有無を確認し、1 人で同じ校名を複数応募時は、1 つ以外の複数応募分は自動的に除外となります。また、1 人が違う校名で複数応募時は、応募者に連絡を取り、どれを応募するか確認し、応募校名をひとつに絞っていただき、それ以外は除外となります。

ゆかりのある人の判断は、例えば婚姻、仕事等による地区外居住が想定されます。応募に際しゆかりの有無の判断は、応募者本人により判断いただくこととなります。また、どういうつながりで、ゆかりがあるのかという調査は事務局としては行いません。

投かん箱は7箱用意して市役所等の管理施設に設置します。自治会内の取りまとめは、取りまとめ用の専用封筒を準備しているので、自治会ではそれを使用し、自治会取りまとめ期限である1月20日過ぎに、市民局または市役所に封筒ごと応募用紙を届けていただきたいと思います。

(委員) わかりました。

(委員) わかりました。

(会長) ほかに質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員) 自治会の配布は12月15日の広報と一緒に配布いただくのですか。また用紙はどれになるのですか。

(事務局) 12月15日の広報に合わせて各世帯にP4資料の一般公募用紙を配布いただきます。自治会長には余裕用紙もお渡しするので必要時に自治会内で利用いただけたらと思います。

(委員) わかりました。

(会長) ほかに質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員) 中学生の校名応募方法はどうなりますか。

(事務局) 中学校にも投かん箱を設置し、投かん箱には備付け応募用紙を多数用意し、中学生もその用紙を使い応募いただくこととなります。中学生への1人1枚の応募用紙の配布は予定していません。

(委員) わかりました。

(会長) ほかに質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員) 中学校応募用紙は新たに作っていただけるのですか。

(事務局) 中学生は、一般公募用紙を使い応募いただくこととなります。

(委員) わかりました。

(会長) ほかに質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

《ほかに質疑無し》

(会長) それでは、協議事項を検討サブシートの項目にしたがい確認してい

きます。

1. 校名選考の方法は、「公募方式」でよろしいか。《異議ありの声なし》
2. 応募対象者は、神戸小、染河内小、ゆかりの人でよろしいか。《異議ありの声なし》
3. 対象外名称の有無は、「神戸小」「染河内小」は対象外でよろしいか。《異議ありの声なし》
4. 応募方法は投かん方式と、自治会の協力による取りまとめの両方としてよろしいか。《異議ありの声なし》
5. 応募点数は1人1点でよろしいか。《異議ありの声なし》
6. 応募期間は1月31日までとしてよろしいか。《異議ありの声なし》
7. 選考方法は、一宮南地区協議会において選考、決定する。総務部会の1次選考は、その選考方法も含めて委ねるとしてよろしいか。《異議ありの声なし》
8. 公募用紙の配布方法は広報と一緒に配布、児童を通じて配布、様式は別紙のものでよろしいか。《異議ありの声なし》

(会長) 以上で、質疑及び検討シートによる個別決定を終了します。「協議第5号 校名について(1)」は、提出案のとおり決定してよろしいか。

《委員から異議ありの声なし》

(会長) 「協議第5号 校名について(1)」は、提出案のとおり決定させていただきます。

(会長) 次の協議事項に入ります。

(2) 校章、校歌について

(会長) 「校章、校歌について」を議題とします。事務局より説明します。

(事務局) 校章のマークは校名に連動するものであり、10月協議会での、項目調整スケジュールの目安に従い、校名決定後に手続き開始と確認決定いただいております。校名決定後に校章の手続き開始といたします。学校規模適正化実施の先例の多くは、校名と同じように、校章も元になるデザインの公募を行っています。正式協議となりましたら、校章について提案いたします。

ちなみに、一宮北地区の校章公募では56点のデザイン応募がありました。

校歌は、校歌歌詞に校名を入れることが考えられ、校名、校章の決定後とし、学校規模適正化実施の前年度の平成29年度にその決定方法も含め協議予定です。学校規模適正化実施の先例となる、一宮北小学校、千種小学校では、校歌作詞・作曲は専門の音楽業者に委託するとした協議会決定を経て、校歌を制作しました。山崎西小学校、波賀小学校では地元にはゆかりのある人に依頼をして作成すると協議会で決定をされ、山崎西小学校では、地元校区に田舎暮らし体験でお住まいのラジオパーソナリティーの方に、波賀小学校では地元小学校出身でフォークソング歌手の方に、作曲及びプロデュース等を、作詞は地元在住で文筆活動もされている方に依頼されました。

一宮南地区については今後、神戸、染河内にお住まいの方、ゆかりのある方で作詞作曲等されている方の情報があれば、事務局に教えていただきたいと思います。

(会長)説明が終わりましたので、ご協議をお願いします。質疑はありませんか。質疑・意見のある方は挙手をお願いします。

(委員)作詞作曲について、知り合いに作詞作曲等をしている人がいれば依頼しても良いという説明であったが、その報酬等はどのようになっているか、教えていただきたい。

(事務局)市で予算を措置することになるが、予算の範囲内として、事務局で金額面の交渉をさせていただくことになると思います。

校歌制作の補足説明として、業者委託の場合でも児童に校歌の歌詞に入れたいワードの募集を行い、できるだけそれを歌詞に盛り込むなど広く協力いただけるかたちで制作を予定しているので合わせて報告させていただきます。

(会長)ほかに質疑のある方は挙手をお願いします。

《ほかに質疑無し》

(会長)校章、校歌は校名決定後の協議手続きとして協議会として確認しました。また、今後の校歌制作に向け、作詞家作曲家で地域にはゆかりのある方の情報があれば、事務局にお知らせをお願いします。

5. その他

① 次回開催日時について

(会長) 次回の協議会の開催については、正副会長会終了後とし、追って連絡することとします。また、総務部会には、校名公募後の第1次選考をよろしくお願ひします。

② 事務局連絡について

(会長) 事務局より連絡事項はありますか。

(事務局) 12月15日の広報発行に合わせて公募用紙の自治会内配布のご協力をお願いします。自治会長には公募用紙と、取りまとめ用の封筒と、今回の校名公募に至った経緯説明の依頼文も付けて、ご依頼をさせていただきます。ご協力をお願いします。

6. 閉会

(会長) これをもちまして、第4回学校規模適正化一宮南地区協議会を閉会します。閉会の挨拶を副会長よりお願いします。

(副会長) これをもちまして、第4回学校規模適正化一宮南地区協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後8時10分閉会

第4回協議会出席者

- ・勝部会長（神戸地区自治会会長）
- ・多賀副会長（神戸小学校PTA会長）
- ・藤原憲男副会長（染河内地区自治会会長）
- ・畑尾副会長（染河内小学校PTA会長）
- ・大坪委員（東市場自治会長）
- ・田路委員（曲里自治会長）
- ・植木委員（上野田自治会長）
- ・的場委員（中坪自治会長）
- ・柴原委員（神戸小学校保護者代表）
- ・福田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・東末委員（染河内小学校保護者代表）
- ・前田委員（染河内小学校保護者代表）
- ・秋田委員（神戸小学校保護者代表）
- ・檀山委員（神戸小学校保護者代表）
- ・勝木委員（染河内小学校保護者代表）
- ・金持委員（染河内小学校保護者代表）
- ・大前委員（神戸幼稚園保護者代表）
- ・藤原慎也委員（染河内幼稚園保護者代表）
- ・長野委員（一宮ひかり保育所保護者代表）
- ・田中委員（神戸小学校長）
- ・水口委員（染河内小学校長）
- ・長川委員（一宮南中学校）

特別出席者

- ・落岩一宮市民局長

事務局

- ・藤原教育部長、澤田教育総務課長、志水学校教育課長、橋本教育総務課副課長